

日本語学会調達規程

日本語学会が物品、役務等を調達するにあたり以下の方法をとる。

1. 一般競争入札

定義：不特定多数の供給者に対し入札による調達を行う旨を公示し、品質等についての規定を満たした者に対し応札させる。

対象：一回の調達価格が1000万円を超えるもの。または複数年にわたり全体の調達価格が1500万円を超えるもの。日本学術振興会の科学研究費補助金等公的な補助を受けて、製作するもの。

2. 指名競争入札

定義：品質等についての規定を満たした複数の供給者を指名して応札させる。

対象：一回の調達価格が500万円を超えるもの。または複数年にわたり全体の調達価格が1000万円を超えるもの。

なお、上記であっても、次の各号に掲げる場合は、随意契約をすることができる。

- a) 契約の性質又は目的が一般競争に付することが適当でない場合
- b) 緊急を要する場合で、一般競争に付する暇がない場合
- c) 一般競争に付することが不利と認められる場合

(2013年6月15日制定。)